

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和8年8月28日（金） 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1 番 栗田 和美	2 番 石園 順市	3 番 稲木 伸顕
	4 番 大西 善郎	5 番 小川 佳	6 番 沖野 泰宏
	7 番 小林 幸男	8 番 齋藤 崇顕	9 番 杉本 英昭
	10 番 竹村 昇	11 番 中井 弘	12 番 西川 美鈴
	13 番 長谷川 マチ子	14 番 林 博子	15 番 福田 正幸
	16 番 藤岡 公美子	17 番 前川 智久	18 番 増金 武夫
	19 番 宮本 正一	20 番 向 栄治	

欠席委員

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積促進計画について	
所有権移転：	3 件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4 件
② 農地法第3条の規定による許可書の訂正願について	1 件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2 件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	2 件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業)	2 件

事務局長 定刻が参りましたので、ただいまから令和8年8月の農業委員会を開会いたします。

 それでは、開会にあたりまして林会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

林会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。

 それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

 委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名であり、過半数に達しております。よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

 それでは、進行は林会長にお願いいたします。

林会長 はい。議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、6番 沖野委員、7番 小林委員にお願いいたします。

 それでは、議案に基づき議事を進行してまいります。

沖野委員 初めてですので、議事録署名人について説明をお願いします。

林会長 では、説明をお願いします。

事務局次長 議事録についてですが、今回の農業委員会の議事録を事務局の方でまとめさせていただき、それを確認し署名をいただくという事で、毎月2人の委員さんを署名人として役員さんより選任させていただいております。

沖野委員 今日の分は私が担当するという事です。わかりました。

事務局次長 お願いします。

林会長 よろしくをお願いいたします。

 それでは、これより議案に基づき議事を進行してまいります。

 『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

 まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>

 ・申請番号1～2について申請内容説明

林会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いいたします。

宮本委員 19番です。

 譲受人は大麻町で水稻を栽培し、牛を飼育している認定農業法人です。経営規模拡大を考えていた譲受人と譲渡人の間で話がまとまったため、申請となりました。

 申請地は譲受人の事務所の近くで、現在は休耕地です。

 取得後は牧草を栽培する計画です。

 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

 以上です。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いします。

藤岡委員 譲渡人は高齢になり、財産処分を検討していました。所有する土地の隣に住む弟と甥に農地を贈与したいと考え、関係者の間で話がまとまり、本申請に至りました。

新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。

取得後は自家消費用に季節野菜を栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

林会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いします。

藤岡委員 譲受人は隣接地の農地を購入すると同時に農業用倉庫を購入することで譲渡人との間で話がまとまりましたが、農業用倉庫の建築地が申請地にはみ出しており、農地法上の手続きが行われていないことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

事業計画では、既に鉄骨造平屋建ての農業用倉庫が建築されており、新たな工事は行いません。

取水は既存水道より取水し、排水は自己所有の隣接農地へ地下浸透させることについて、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響も軽微であることから、許可することに問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 はい。申請地は、里浦小学校から南へ約600mに位置しており、農業振興地域内農用地区域内農地に該当します。

 今回の申請に先立って、農業振興地域整備計画の農用地から農業用施設用地への用途区分変更申請がなされており、その手続きが完了しています。

 また、地域計画について、農業上の利用に関するものは事後の変更が可能であるため、今回の許可申請を受付けています。

 農用地区域内農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しており、許可することができます。

 また、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書も提出されています。

 周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

 ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 それでは、お諮りいたします。

 申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

 以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

 次に、『議案第3号』農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画について（所有権移転） 3件>

林会長 次に、番号1番・2番については、長谷川委員が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、長谷川委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

 【長谷川委員 一時退席】

林会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いいたします。

 質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

 『議案第3号』については、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 それでは、『議案第3号』については意見なしと回答することにいたします。本案件の審議が終了しましたので、長谷川委員の入室をお願いします。

 【長谷川委員 着席】

林会長

以上で『議案第3号』は全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 4. 報告事項 11件 >

- | | |
|---|----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 4件 |
| ② 農地法第3条の規定による許可書の訂正願について | 1件 |
| ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 2件 |
| ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) | 2件 |
| ⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農地中間管理事業) | 2件 |

林会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。

事務局は何かありますか。

事務局次長

それでは事務局から1点、報告をさせていただきます。

先月の農業委員会におきまして、竹村委員から農地中間管理事業の農地売買等の支援事業につきまして、どのような運用をされているかという質問をいただいております。

そこで、農地中間管理事業の事務局である徳島県農業開発公社に事業について確認をさせていただき、回答をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

農地中間管理事業の目的といたしましては、「農業経営の規模の拡大、また耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すること」を目的としております。

事業では団地化を必要としておりますが、この要件につきましては、「農用地の集団化の促進」として条件とさせていただいております。

団地化要件につきましては、「新しく買入れる農用地等と、現に購入者が耕作を行っている農用地等が80アール以上の団地を形成すること」という要件になっております。

具体的な取り扱いとしては、経営地と、取得、借受け又は受託地が接続しているものであること。経営地と、取得、借受け又は受託地とは隣接していないが、農業用機械の移動が、搬送車によるものではなく、原則、自走で可能な距離であること。これが、具体的には半径500メートル圏内であるということです。

なお、緩和要件といたしましては、中山間地域の農地である場合や、また新規就農の希望者、新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行う方、花卉栽培等の集約栽培を行うためのものである場合が該当いたします。

ただいま説明させていただいた通り、緩和要件はありますが、今回竹村委員から御相談いただいた案件は認定農業者であるため緩和要件が適用されませんでした。

そのため、半径500メートル圏内で新たに買入れる農用地等と現に耕作

を行っている農用地等の面積合計が、最低条件は80アールですが、該当いたしませんでしたので、農地中間管理事業の売買等の支援事業は活用できなかったという事になっております。

また、協議におきまして、『「幅広に対象とできるよう事業設計すべき」との御意見はお聴きさせていただきましたので、今後国への提言材料とさせていただきます』と公社の担当者から回答をいただいております。

事務局からの報告は以上となります。

竹村委員

初めて買う人が、例えば田を買うのに初めてその場所に行ってレンコンを作ろうとする人が、そこに何枚も農地がなければいけない、搬送車が必要ない範囲でなければいけない、そんなことを言っていたら拡大などできません。

新規の認定農業者です。条件はすべて満たしているのですよ。

その上、「そんな田は買う必要がない。賃貸借にして、家の近くの農地を買えばいい。」などと言う権利が公社にあるのですか。

事務局次長

それは公社からの説明で聞いた、という事ですか。

竹村委員

はい。全く違う地域、例えば撫養地区に来てレンコンを作ろうとしても、地に合わないですね。レンコン作りに適しているからその場所で耕作しているのではないですか。

私がいくら購入手続きの世話をしても、それでは耕作者本人が買ってくれませんか。

税金が控除され、司法書士代も必要なく、安く農地を買えるというので本人も納得して農地を購入しようとしているのに、公社に事業を活用させてもらえないのです。

500mというのは近すぎます。1村行かなくとも、500mくらい離れている農地はいくらでもあります。

水持ちが良いなど、土地の条件がレンコンに適しているのもその場所で行っているのもあって、公社が「その田を買わずに、他所の田を買えばいい。」というのには納得ができません。

事務局次長

竹村委員がおっしゃることはよく分かりますが、先ほども説明した通り、新規就農であれば緩和はあります。

ただ、今回竹村委員からご相談いただいた方は新規就農者からスタートして、農業経営を続けられ、認定新規就農の期間を終えて通常の認定農業者になっているという状況です。

竹村委員

臨機応変に対応しなければ、若い農業者は徳島には来ませんよ。

事務局次長

公社には竹村委員からも相談していただいたと思いますし、公社の担当者も把握しておりましたので、この事業について、今後はもっと広く対象とする等、事業設計について国へ提言していく方向で進めていくということです。

竹村委員

全国農業新聞では、他県でいろんな事業で柔軟に対応しています。そのため、新規就農者が増えているのではないですか。

あの新聞をよく読んでください。良いことが書いてあります。各県によって待遇が違います。鳴門市ではできないという問題でも対応していますよ。

そんなことでは就農者は来てくれないと思います。移住者と新規就農者は、今鳴門市は悪い状況です。何が悪いかというと、待遇が悪いからです。

事務局次長

この件に関しては鳴門市というのではなく、国の農地中間管理事業の売買支援事業があつて、それを公社が事務局として行っている状況です。

竹村委員 事務的なことばかり説明されていますが、あの難しい問題を異動して3ヵ月や4ヵ月の人が対応できると思いますか。できていないと思います。わかりもせずに口出ししています。

事務局次長 それは事業についてではなく人の問題だと思います。
事業についてはこのような運用をしているという状況です。
公社の方としても、国への提言材料という形で進めると回答いただいております。

竹村委員 公社にしても、去年の問題で、農地中間管理事業で貸借契約を結ぶと賃料を払えない人もいるという話についてですが、農地利用集積等促進計画書の裏面を読んでみてください。
裁判をしたら賃料を払う方が負けると思います。ただ、農家同士の話なので、農地中間管理事業の契約をしても話し合いで合意解約する案件が出ています。普通の企業であれば罰金だと思います。
貸し手は10年貸すつもりで契約していますが、年数が残っているのに解約しています。
「賃料を1年払えなければ農地中間管理機構が立て替えて払います。」という説明を公社から受けました。「そうであるならば、10町や20町分の賃料も払えなければ出してくださいね。」と私が言ったところ、「それはできません。」と言われました。
そこで、徳島県農業会議の説明会開催時にその話をしようとしたのですが、「その話はあとで個人的に対応します。」と言って話させてもらえませんでした。
臨機応変に対応しなければいけないと思います。法律通りでは農業はできなくなります。法律でできないという問題はたくさんあります。

事務局次長 賃借料の支払い問題は分かりました。

竹村委員 私が言いたいのは法律通りにしなくとも、農業委員も動いているのですから、臨機応変に、誰が見ても間違えていることには鳴門市農業委員会として対応してくださいという事です。あれもこれも駄目だと全部蹴っていてはいけないと思います。
事務局長、どう思いますか。

事務局長 おっしゃることはよくわかります。
竹村委員からご相談をいただいた今回のケースも私たちとしては売買を認めてほしいと思います。
ただ、公社がこのルールを動かせないのだと思います。その理由は公社がきちんと説明してほしいと思います。
事務局としても、そのルールは農家の為になりませんから変えていただきたいと考えております。

竹村委員 相談に対する公社の返答が誤っていると思います。

事務局長 他の土地を買ってください、というのはアドバイスとして良くないとは思いますが。その返答に関して竹村委員が納得できないというのはこれから公社に届けさせていただきます。

竹村委員 所長が言うのであればわかりますが、4月に異動してきた職員が説明に来ました。

事務局長 今回の件は、農業を持続するために仕組みを変えてほしいという話だと思います。

竹村委員 一般人であれば言いませんよ。認定農業者が他所から来て農業をするのですから、支援をするべきだと思います。

事務局長 支援できるルールであれば、支援してほしいと思います。しかし公社としてそれを譲れないのかなと思います。

竹村委員 認定農業者で担い手であるにも関わらず、田を取得するのに自分の欲しい田が買えないのです。
新規就農で自作の田を一枚も持たずにいるより、何枚か持っておいた方が良く
いと言って購入を奨めたのです。

事務局長 竹村委員のおっしゃる通りだと思います。自分で所有して耕作することも大事だと思います。

竹村委員 今回はもういいです。仕方がないので農地法第3条で申請します。
ただ、相手の方にもお金を出してもらわなければなりません。

事務局長 ルールの運用の幅について、広くできる事について改めてお願いはします。

林会長 他に何かございませんか。
それでは、これをもって令和8年8月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時42分
令和8年8月28日

会 長 林 博子

議事録署名者 沖野 泰宏

議事録署名者 小林 幸男